

令和6年度 モニタリング評価表

施設名 浦安市発達障がい者等地域活動支援センターミッテ Mitte

指定管理者名 (福) 千楽

令和7年4月11日

	営業日数	利用者数				収入額(指定管理料を除く)		
		個人	団体	年間利用者	達成率	施設利用料 (利用料金収入)	他収入 (自主事業収入等)	計
今年度	245日	120人	0団体	2,175人	%	0円	(1) 自主事業収入 2,731,382円 (2) 生産活動収入 51,892円	(1)(2) 合計 2,783,274円
前年度	245日	92人	0団体	1,631人	%	0円	(1) 自主事業収入 2,348,579円 (2) 生産活動収入 254,870円	(1)(2) 合計 2,603,449円

(注1) 達成率は、事業計画書に年間利用者の目標人数等を掲げた施設のみ記載します。

(注2) 施設利用料は、該当する施設のみ記載します。

(1) モニタリングの内容

- ① 評価の視点を参考に、各評価項目を総合的に評価します。
- ② 協定書や仕様書等で実施することになっている事業などを規定どおりに実施した場合を2点(標準)とします。
- ③ 協定書や仕様書等の内容以上の取り組みや優れた成果が見られた場合に3点とします。
- ④ 協定書や仕様書等に定められた事項が様々な事情で実施できなかった又は予定した水準に到達していない部分がある場合は1点とします。
- ⑤ ③又は④に該当する場合は、その評価を行った理由を評価意見欄に記載します。
- ⑥ 四半期モニタリングでは、その時点での評価を行います。

*施設の性質や設置目的等により、評価の視点を追加変更します。

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
総則事項	1	設置目的の達成	・施設を最大限活用し、施設の設置目的に沿った成果を得られている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	2	業務従事者の要件等	・業務執行体制（各業務・作業責任者等）が明確になっている。 ・従事者の変更があった場合は速やかに市に報告している。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	3	報告書提出	・法令等で定められた書類が提出されている。 ・年度当初に業務計画書、収支予算書が提出されている。 ・年度末に事業報告書、収支決算書が提出されている。 ・報告書の内容に不備は無い。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
総則事項	4	意思疎通	・市と指定管理者との間で適宜十分な連絡、打合せがなされている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	5	広報関係	・施設内の案内表示等が適切になされている。 ・パンフレット類が整備されている ・ホームページが見易く、適宜更新されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	6	職員の接客	・職員の服装やマナー、言葉遣いは適切である。 ・利用者への案内や説明は適切に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
維持管理事項	7	各種管理記録等の整備・保管	・各種業務計画書、点検記録が適切に整備、保管されている。 ・施設の修繕、事故等の履歴が整備、保管されている。 ・業務日誌等の報告書が整備、保管されている。 ・加入している保険を市に報告している（傷害保険等。）	<u>2</u>	<u>2</u>	（指定管理者） （施設所管課）
維持管理事項	8	取扱説明 法定点検 定期点検 修理	・機器等の取扱説明書が適切に整備・保管されている。 ・法定保守点検は点検内容、時期等が法令基準に基づいて実施され、選任資格者の責任によって計画・実施されている。 ・点検によって異常が認められる場合は、速やかに修繕、交換、分解整備、調整等を行っている。 ・不都合が生じた場合の報告を適切に行い、修理、更新が必要な場合は原因等を含めて速やかに報告している。 ・修繕工事は適切に行われ、市に報告している。	<u>2</u>	<u>2</u>	（指定管理者） （施設所管課）

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
維持 管理 事 項	9	清掃	・施設内の清掃が、適切に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持 管理 事 項	10	計画書等 鍵管理 防災	・業務が計画書に基づいて実施されている。 ・不審者に対するの適宜質問、警察へ通報する等マニュアルを作成している。 ・マスターキー等は、適切に管理されている。 ・防災マニュアルが作成されている。 ・災害時の職員配備体制が明確になっている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持 管理 事 項	11	樹木管理 花壇管理	・植栽の手入れが行き届いており、適切に管理されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営関連事項	12	非常時・緊急時の対応	・緊急事態発生時の対処マニュアルが整備、保管されている。 ・緊急事態発生時や危険が予測された場合、直ちに措置を講じ市に報告した。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営関連事項	13	個人情報保護	・利用者等の個人情報を保護するための対策が適切に実施されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営関連事項	14	業務関連情報の共有化	・職員間で情報を共有化する機会が設けられている。 ・ヒヤリハット事例などが施設内で共有化されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	15	機器管理、システム管理	・研修を実施している。 ・更新・変更は常になされている。 ・トラブルが起きた場合、適切に処置している。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	16	管理運営	・利用者が安全に快適に使用できている。 ・利用者からのクレーム対応は適切に行った。 ・利用者アンケート等の結果から、施設利用者の満足が高い。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加・減点した場合に記載）
運営事項	17	平等利用の確保	・利用者が限定されない場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されている。 ・利用者が限定される場合、利用者の選定が公平に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	（指定管理者） （施設所管課）
運営事項	18	職員体制	・施設の管理運営にあたる人員の配置は合理的である。 ・職員の資質・能力向上を図る取組みがなされている。	<u>2</u>	<u>2</u>	（指定管理者） （施設所管課）
運営事項	19	事業の実施状況	・事業計画に基づいた事業が実施されている。 ・施設の設置目的に沿った、自主事業が実施されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	（指定管理者） （施設所管課）

○総評（総合的に判断した管理運営に関する評価・コメント）

・指定管理者

・地域活動支援センターⅠ型登録者数は前年度が48名であったのに対し、今年度は41名であった。当センターが注視しているのは、女性の登録者の推移である。令和4年度から前年度で女性の登録者が9名減、今年度さらに2名減と、女性の利用に関しては当センターには下記のとおり課題があると考ええる。ただし、地域活動支援センターⅠ型の登録はしないものの、その後、当センターの委託相談の機能を利用して職員との不定期の面談や電話相談などで繋がっている女性が大半であり、当センターの職員と相談したい、情緒の安定のために話したいというニーズに当センターは応じられている。発達障がい等を抱える当事者にとって、他者との交流に不安感を抱きやすいことを想定し、男性が多く利用している状況でいかに女性が安心して利用できるかが、当センターの課題であり、対策が必要と考えている。例えば、憩いのスペースのほか、フリースペースも有効活用し、必ずしも憩いのスペースで過ごすことばかりでなく、女性の職員が常駐したフリースペースで過ごすことも選択できるように運営をしていくことが必要と考えている。

・委託相談支援事業は前年度の相談延べ件数が540件であったのに対し、今年度は675件と増加した。相談者実人数は前年度が94人であったのに対し今年度は79人、新規相談件数は前年度が44件であったのに対し、今年度は25件とそれぞれ減少した。このため、相談者一人当たりの相談回数が多かった結果が反映されている。相談方法として前年度より今年度は来所と訪問が多くなった。相談者の属性としては本人からの相談が前年度から今年度は約200件増加し、家族からの相談が前年度から半減して54件となった。これについても障がいを抱える当事者本人からの相談回数が増えたことが反映されていると捉えている。家族からの相談については、当センターの委託相談の機能の周知が不足している結果と捉えており、今後の課題と考えている。当センターは、障がいを抱える当事者だけでなく、家族や関係者からの相談も受けられる社会資源であることを市内に周知をするための活動をより重視していきたい。この一環として、令和7年4月上旬の発達障がい啓発週間には、発達障がいを抱える当事者とその周囲の家族や知り合いの方との交流を描いた内容の映画を一般の方向けに上映会を企画している。このほか、年4回を目標に当センターの見学会を実施し、市内の発達障がいをキーワードに関わる方にとって既知の社会資源となるよう努める。

・令和7年2月、当センターは地活動支援センターⅠ型登録者に対しアンケートを実施した。前年度に行ったアンケートと比較して、当センターに対し満足している感想が多くなっている。しかし一方で、当センターに設置している「ご意見箱」への投書には、他の利用者の言動でストレスになったという内容が目立っていた。発達障がいという言葉には自閉症やADHD、広汎性発達障がい等、多岐にわたる言葉を内包しており、当センターはこれらの診断を受けている方全てが利用対象となっているが、例えばADHDの診断を受けている方にとって、自閉症の診断を受けている方の言動が気になることや、自閉症の診断を受けている方が当センター内で気になることがあって、ストレスを溜め、結果的に無関係な他者に厳しい表現をしてしまうなどが原因で、他者との交流は当センターの利用者にとって常に大きな課題となっている。そういった環境の中で、職員が大局的に状況を把握し、利用者の強みを常に見出そうとして包容力をもって接している支援の状況があり、上記のアンケートの評価に繋がっていると考えている。引き続き、職員の支援内容の充実のため、職員間での朝礼・夕礼での情報共有や、当センター嘱託医等からの助言など受ける機会を継続し、職員の支援の習熟に努めていく。以上

- ・施設所管課

委託相談支援事業について、前年度に比べ延べ相談件数が 135 件増加しているのに対し、実人数は 15 人減少していることから、一部の特定の方からの相談が増加していることがわかる。近年、障がい特性が複雑化してきており、その中でも委託相談支援事業は、様々な方から多種多様な相談が寄せられることから事業所の支援力が必要であるため、利用者に対する根気強い相談支援を高く評価する。

地域活動支援センターは、障がいのある方の憩いの場であるため、必要な人が利用できるよう、利用者が増加することを期待する。